

# 感染性廃棄物容器評価事業

## 評価格付け表示の手引き

財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

# 評価格付け表示の手引き

## 第1条（目的）

本手引きは、感染性廃棄物容器評価事業の実施要領に基づき、評価格付けを得た事業者等が評価格付けマーク及び表示（以下、「表示」という。）を使用するにあたっての、必要な事項を定めたものです。

## 第2条（表示の使用の推奨）

表示の使用は、格付けを得た事業者等に対して義務付けるものではありませんが、できるだけ使用していただくことを推奨します。

## 第3条（表示の使用）

表示の使用については、「評価申込書（様式1）」の添付書類6「表示」に記載して下さい。

表示の意匠については、（財）日本産業廃棄物処理振興センター（以下「日廃振センター」という。）と申込者との間で調整を行うものとします（付図参照）。

## 第4条（表示の使用方法）

1. 表示は、格付けマーク、日廃振センター登録番号及び説明文から構成するものとします。
2. 格付けマーク（★）は、評価格付け結果に基づく個数として下さい。
3. 格付けマーク（★）の色は、容器の種類に基づく色識別（バイオハザードマークの色識別と同じ）に合わせて下さい。

<p>■赤：液状又は泥状の感染性廃棄物 ■橙：固形状の感染性廃棄物（鋭利物は不可） ■黄：鋭利物及び感染性廃棄物</p>
--

4. 評価格付けされた容器に対して日廃振センターが付与する登録番号は、以下のとおりとし、その高さを格付けマークの高さと概ね等しくして下さい。

<p>■赤：<u>RE05***</u>、■橙：<u>OR05***</u>、■黄：<u>YE05***</u> ここで、05は、西暦年号の下二桁の数字、 ***は、三桁の回転番号数字を示す。</p>
--

5. 表示は、目視により容易に判別できる大きさとして下さい。  
説明文は、付表に基づき記載して下さい。

## 第5条（表示の使用期間）

表示の使用期間は、原則として評価格付けの有効期間と同じとします。ただし、変更申込の手続き期間中は、使用期間扱いとします。

## 第6条（表示の適正使用）

表示は、本手引きに則り、適正に使用して下さい。

申込書及び添付書類の記載内容に不正があった場合、又は表示が不正に使用された場合、表示の使用の取消その他必要な是正措置を取ります。



**OR05001**

- ・本容器は、(財)日本産業廃棄物処理振興センターが設置する感染性廃棄物容器審査委員会において評価格付けされたものです。
- ・評価格付け：「良」  
評価基準を満足する容器です。

付図 評価格付け表示例

付表 評価格付け表示

格付け	マーク	説明文
優	★★★★	・評価基準を満足し、かつ国連モデル基準の梱包グループⅡ以上の検査証を有する容器。 又は、 ・評価基準を満足する特定性能強化容器。
良	★★★	・評価基準を満足する容器。
可	★	・「可」格付け合否判定基準を満足する容器。
不可	なし	・「可」格付け合否判定基準を満足しない容器。

### \* 申込及び問合せ先

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア 7階  
財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 調査部 武田、尾崎  
TEL：03-5275-7111 FAX：03-5275-7112 E-mail：chousa@jwnet.or.jp

### 附則

1. 評価格付け表示の手引きは、平成17年6月1日から実施する。